

公募型プロポーザル方式による企画提案の募集について

伊豆の国市ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の募集について、次のとおり公告する。

令和7年10月14日

伊豆の国市長 山下 正行



1 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度 ふるさと寄附金推進事業 伊豆の国市ふるさと納税支援業務

(2) 業務目的

本業務は、ふるさと納税に係る業務について、民間事業者の高い専門性を活かした技術的支援を受けて業務の効率化を図る。あわせて、寄附者への情報発信やプロモーション活動の強化およびふるさと納税ポータルサイトの効果的な運用を通じて、本市を応援する寄附者の増加、寄附金額の拡大及び地場産品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

伊豆の国市ふるさと納税支援業務仕様書に記載

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

ただし、委託業務を受託する者（以下「受注者」という。）による業務開始日は令和8年4月1日とし、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は業務開始に向けた準備期間とし、この期間に関して委託料は発生しないものとする。

(5) 契約上限額

寄附額の6.5%（消費税及び地方消費税を含まない）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本市との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 静岡県内に営業所等を有し（契約後に設置する場合も含む）、発注者や返礼品提供事業者からの問い合わせや依頼に対して迅速に訪問できる体制を整備していること。

(2) 過去2年以内に、地方公共団体が発注した本業務内容と同種業務又は類似業務を履行した実績があり、かつ10億円以上の寄附を受けている団体が存在すること

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）の規定

に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。

3 プロポーザル実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告した日から令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで

(2) 配布場所

伊豆の国市ホームページ内の入札・契約のページに掲載する。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/zaimu/shisei/nyusatsu/index.html>

4 プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出

(1) 参加申込にかかる提出書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法

(3) の提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

(2) 企画提案書等に関する提出書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法

(3) の提出先へ持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

(3) 提出先

〒410-2292

静岡県伊豆の国市長岡 346-1

伊豆の国市産業部商工課

電話：055-948-1415

e-mail：syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp

5 その他

- (1) 詳細は、「伊豆の国市ふるさと納税支援業務 公募型プロポーザル実施要領」及び「伊豆の国市ふるさと納税支援業務仕様書」による。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、伊豆の国市産業部商工課とする。